

公害防止管理者等の届出について

- (1) 対象業種・・・製造業(物品の加工業を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業 (令第1条)
- (2) 公害防止管理者等の必要な資格

◆公害防止主任管理者

公害防止管理者が必要な工場のうち大気関係 (ばい煙発生施設) と水質関係 (污水等排出施設) の両施設を設置している工場	公害防止主任管理者又は 大気1種か大気3種と水質1種か水質3種の資格を合せもつ者
※排出ガス量が40,000m ³ /時以上で、かつ排出水量が10,000m ³ /日以上 of 工場	

◆大気関係公害防止管理者

対象となる施設		総排出ガス量	必要な資格
「ばい煙発生施設」 大気汚染防止法施行令別表第1 (13. 廃棄物焼却炉を除く)	有害物質を排出するおそれのある施設 ・大気汚染防止法施行令別表第1の9 (硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る)	40,000m ³ /時以上	大気関係第1種
	・大気汚染防止法施行令別表第1の14から26	40,000m ³ /時未満	大気関係第1種 大気関係第2種
	上記以外の施設 (大気関係有害物質発生施設以外のばい煙発生施設)	40,000m ³ /時以上	大気関係第1種 大気関係第3種
	※ただし工場の総排出ガス量が10,000m ³ /時以上の工場に限る	10,000m ³ /時以上 40,000m ³ /時未満	大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種

※鉱山保安法第2条2項ただし書きの付属施設に設置されるものを含む。
ばい煙発生施設なら、常時使用していなくても、研究所・食堂に設置されていても全て対象となる。
排出ガス量は、大気中に排出される気体の1時間あたりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの湿り最大値で計算する。

◆水質関係公害防止管理者

対象となる施設		総排出水量	必要な資格
「特定施設」 水質汚濁防止法施行令別表第1 2～59, 61～63, 63の3, 64, 65, 66, 71の5, 71の6	有害物質を排出するおそれのある施設 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1参照 (水質汚濁防止法施行令別表第1の一部)	10,000m ³ /日以上	水質関係第1種
		10,000m ³ /日未満	水質関係第1種 水質関係第2種
	上記以外の施設 (水質関係有害物質発生施設以外の污水等排出施設)	10,000m ³ /日以上	水質関係第1種 水質関係第3種
	※ただし工場の総排出水量が1,000m ³ /日以上 of 工場に限る	1,000m ³ /日以上 10,000m ³ /日未満	水質関係第1種 水質関係第2種 水質関係第3種 水質関係第4種

※別表第1～62のうち、鉱山保安法第2条2項の鉱山に設置されるものを除く。
工場からの水が全量終末処理場を有する公共下水道に排出されている場合は特定工場とならない。
污水等排出施設があるA工場からの水がすべてB工場の排出溝に排出されている場合、A工場は特定工場となる。
排水量は、特定工場から公共水域に排出されている全ての水が対象となり、1日の平均排水量で求める。

◆騒音・振動関係公害防止管理者

	対象となる施設	必要な資格
騒音	機械プレス（呼び加圧能力980キロニュートン以上） 鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー） ※ 騒音規制法の指定地域内の工場に限る。	騒音関係
振動	液圧プレス（呼び加圧能力2941キロニュートン以上、矯正プレスを除く） 機械プレス（呼び加圧能力980キロニュートン以上） 鍛造機（落下部分の重量が1 t以上のハンマー） ※ 振動規制法の指定地域内の工場に限る。	振動関係

※1重量トン=9.8キロニュートン

◆粉じん関係公害防止管理者

	対象となる施設	必要な資格
特定粉じん	特定粉じん（石綿）発生施設 大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設 解綿用機械・混合機・紡績用機械・切断機・研磨機・切削用機械 破碎機及び磨砕機・プレス（剪断加工用のものに限る）・穿孔機 ※石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式 のものを除く ※能力が定められている	大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種 特定粉じん関係
一般粉じん	一般粉じん（石綿以外のもの）発生施設 大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設 コークス炉・鉱物又は土積の堆積物・破碎機及び磨砕機・ふるい・ ベルトコンベア及びバケットコンベア ※能力が定められている	大気関係第1種 大気関係第2種 大気関係第3種 大気関係第4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係

◆ダイオキシン類関係公害防止管理者

	対象となる施設	必要な資格
	ダイオキシン類発生施設 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の1から4まで及び別表第2の1から 12までに掲げる施設。	ダイオキシン類

※ダイオキシン類対策特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成15年政令第519号）の施行により、新たに別表第2の8、9の施設がダイオキシン類発生施設として追加された。このことにより、新たにダイオキシン類関係の公害防止管理者及びその代理者を選任しなくならなかった工場については、選任される公害防止管理者及びその代理者は、平成17年3月31日までは、特定工場における公害防止組織に関する法律第7条第1項第1号に規定するダイオキシン類発生施設について選任すべき公害防止管理者の資格を有するものであることを要しない。

(3) 公害防止管理者等の選任と届出

管理者等の種類	選任日	選任届提出日	解任届提出日
公害防止統括者 及び代理者	選任すべき事由が発生した日から 30日以内	選任の日から 30日以内	解任・死亡の日から 30日以内
公害防止管理者 及び代理者	選任すべき事由が発生した日から 60日以内	選任の日から 30日以内	解任・死亡の日から 30日以内
公害防止主任管理者 及びその代理者	選任すべき事由が発生した日から 60日以内	選任の日から 30日以内	解任・死亡の日から 30日以内

※ 公害防止管理者を選任すべき事由とは、施設の新増設、人事異動、退職、解任等である。施設の新増設の日とは、（操業開始日でも工事開始日でもなく）特定施設が完成した日である。公害防止管理者等の選・解任にあたっては、不在の期間ができてはならない。

■兼任の認められる場合

- ・同一人が同一工場の大気1種管理者と大気3種管理者を兼ねる場合
- ・同一人が同一工場の大気1種管理者の代理者と大気3種の管理者を兼ねる場合
- ・同一人が同一工場の大気2種管理者と水質1種管理者を兼ねる場合
- ・同一人が同一工場の公害防止統括者と管理者を兼ねる場合
- ・同一人が同一工場の主任管理者と管理者を兼ねる場合

※ 同一人が公害防止管理者等とその工場の他のポストを兼ねることは、法第9条第1項に定めるところに従い、公害防止管理者の職務を誠実にを行うことができる限りさしつかえない。

■兼任の認められない場合

- ・同一人が2以上の工場の管理者またはその代理者を兼任（規則5条2号 10条2項）
（中小企業の特例あり 規則5条2号）
- ・同一人が2以上の工場の主任管理者または代理者を兼任（規則8条2号 10条3号）
- ・同一人が本人とその代理者を兼任
- ・同一人がA工場の管理者とB工場の主任管理者を兼任

<注意>

①特定工場が廃業、又は他社へ譲渡された場合、すべての公害防止管理者等は解任となり、解任届の提出が必要である。また、特定工場の継承者（買入又は借用等）は必要な公害防止管理者等を選任し、選任届を提出しなければならない。ただし、特定事業者に相続又は合併があった場合については、その旨の届出をすることにより地位の承継を認め、公害防止管理者等の解任、選任の手続きの必要はない。（相続等の事由の発生した日から30日以内に届出をすること。）

②公害防止統括者は、常時使用する従業員の数が21人以上の会社等であって、工場ごとに選任する。

(例)

- ・ A社・・・従業員50名 →必要
- ・ B社・・・本社工場25名、X工場10名、計35名 →両工場とも別々に必要
- ・ C社・・・本社工場15名、Y工場6名、計21名 →両工場とも別々に必要
- ・ D社・・・本社工場15名、Z工場4名、計19名 →両工場とも不要

※ただし、同一人が2以上の工場（異なる会社に属する工場を含む）の工場長である場合には、その人がそれらの工場の公害防止統括者となって差し支えない。